

Header form for tax return, including date, tax office, and company details.

平成 年 月 日

平成 年 月 日

別表等要否

連結事業年度分の

申告に係る届出書

税理士法第30条の書面提出有

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書... 平十五年・三十一以後終了連結事業年度分

Main table with 30 columns for tax calculations and 24 rows for tax amounts, including sections for group tax, individual tax, and foreign taxes.

税理士署名押印

「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が協同組合等である連結法人の分」の記載要領

この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第 81 条の 25（連結子法人の個別帰属額等の届出）の規定により、協同組合等である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第 81 条の 18 第 1 項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として支出すべき金額又は法人税の減少額として収入すべき金額、その計算の基礎その他事項（以下「個別帰属額等」という。）を記載した書類を提出する場合に使用してください。

また、この届出書は、法人税法第 81 条の 22 第 2 項（連結確定申告書の添付書類）の規定により、協同組合等である連結親法人が、各連結事業年度の法第 81 条の 18 第 1 項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として支出すべき金額又は法人税の減少額として収入すべき金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。

（注） 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表二～別表十七を使用してください。

1 提出期限等

この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に 1 通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2 通）提出してください。

（注） 連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。

2 各欄の記載要領

この届出書は、「別表一の二（二） 各連結事業年度の連結所得に係る申告書－協同組合等の分」を参考に記載してください。

このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。

3 添付書類

この届出書（別表二～別表十七を含む。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書
- (2) 損益金処分表
- (3) 勘定科目内訳明細書
- (4) 組織再編成に係る契約書等の写し
- (5) 組織再編成に係る主要な事項の明細書